2020年3月19日

(下線部分変更)

改正案

現 行

暗号資産交換業に係る不公正取引等の防止に関す る規則

第1章総則

(目的)

第1条 本規則は、暗号資産の交換等に係る取引を行う会員が、利用者による不公正取引を防止するための取引審査体制及び当該会員による不公正取引等を防止するための体制を整備するにあたって必要となる措置を定めることにより、暗号資産市場の公正性、透明性の向上を図るとともに、利用者保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規則において、「不公正取引」とは、金融商品取引法第 185 条の 22 第 1 項、第 185 条の 23 第 1 項並びに 185 条の 24 第 1 項及び第 2 項に掲げる行為をいう。
  - 2 本規則において「相場操縦行為等」とは、金 融商品取引法第 185 条の 24 第 1 項及び第 2 項に掲げる行為をいう。
  - 3 本規則において「不正行為等」とは、金融商品取引法第 185 条の 22 第 1 項及び第 185 条の 23 第 1 項に掲げる行為という。
  - 4 本規則において、「禁止行為」とは、次の各 号に掲げるものをいう。
    - (1) 暗号資産交換業に関する内閣府令(以下 「府令」という。)第20条第8号、第9号、 第10号、第11号又は第12号に掲げる行 為
    - (2) 本規則第3章各条に掲げる禁止行為
  - 5 本規則において、「取引審査」とは、利用者 による不公正取引を防止するための取引審査 をいう。
- 第2章 利用者による不公正取引の防止 (社内規則の制定)
- 第3条 会員は、不公正取引の防止に関して、次の 各号に掲げる事項について規定した社内規則 を定めなければならない。
  - (1) 不公正取引の類型に関する事項
  - (2) 取引審査の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
  - (3) 利用者の取引動向及び取引動機等の的確 な把握に関する事項
  - (4) 取引審査を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
  - (5) 取引審査の対象となる利用者又は取引の

不適正取引の防止<u>のための取引審査体制の整備に</u> 関する規則

第1章総則

(目的)

第1条 本規則は、会員が行う仮想通貨の売買等 の不公正取引を防止するための取引審査 (以 下、「取引審査」という。)に係る体制 (以下「取 引 審査体制」という。)を整備するに当たり、 社内規則の制定その他の必要な措置を定める ことにより、取引審査体制を整備し、もって、 仮 想通貨市場の公正性、透明性を図るととも に、会員の利用者保護を図ることを目的とする。

(新設)

第2章 体制の整備 (社内規則の制定)

- 第2条 会員は、利用者による仮想通貨の売買等 に対する管理に関して、次の各号に掲げる事 項について規定した社内規則を定めなければ ならない。
  - (1) 不公正取引に<u>該当する取引の</u>類型に関する事項
  - (2) 取引審査の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
  - (3) 利用者の取引動向及び取引動機等の的確 な把握に関する事項
  - (4) 取引審査を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
  - (5) 取引審査の対象となる利用者又は取引の

抽出に関する事項

- (6) 取引審査の方法及び判断に関する事項
- (7) 取引審査の結果に基づく措置に関する事項
- (8) その他必要と認められる事項 (取引審査部門の設置等)
- 第<u>4</u>条 会員は、取引審査業務を担う部門(以下 「取引審査部門」という。)を設置しなければ ならない。
  - 2 会員は、取引審査業務が適切に行われる ように、当該業務に従事する役職員に対 し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施 に努めなければならない。
  - 3 会員は、公正かつ適切な取引審査の実施 に適した組織及び人員配備その他必要な 措置を施さなければならない。
  - 4 会員は、取引審査部門並びにその責任者 及び担当役員を、「暗号資産交換業に係る 受注管理体制の整備に関する規則」第3条 に定める受注管理部門から独立させるも のとする。

(取引審査体制の実効性の確保)

第5条 会員は、第3条により定める社内規則に基づき、適時、利用者の行う暗号資産交換業に係る取引の動向の確認及び不公正取引に関する情報の収集を図り、不公正取引を監視しなければならない。

## (削除)

- 2 前項の監視の結果、不公正取引が疑われる状況を検知した場合には、当該利用者に係る利用者情報(利用者の属性、取引目的等を含むがこれに限られない。)を的確に把握し、不公正取引の該当性を判断しなければならない。
- 3 会員は、暗号資産交換業に係る取引の実態に応じて、定期的に社内規則の内容を見直し、取引審査体制の実効性を確保しなければならない。

(相場操縦行為等に係る取引審査)

- 第<u>6</u>条 会員は、第<u>3</u>条で定めた社内規則に基づき相場操縦行為等に係る取引審査を行わなければならない。
  - 2 <u>前項の</u>取引審査は、次の各号に掲げる事項を定めて行うものとする。
  - (1) 取引審査の対象となる利用者の抽出基準
  - (2) 取引審査の対象とする取引の種類及び取 引対象の指定

抽出に関する事項

- (6) 利用者又は取引に対して行う取引審査<u>に</u> 関する事項
- (7) 取引審査の結果に基づく措置に関する事項
- (8) その他必要と認められる事項 (取引検知部門)
- 第3条 会員は、取引審査のうち前条で定める社内規則その他本規則に定める不公正取引を検知する業務(以下「取引検知業務」という。) を担当する部門(以下「取引検知部門」という。)を設置しなければならない。
- 2 会員は、取引検知業務に携わる役職員の 業務適性を確認し、かつ、適切な人員を取引検 知部門に配置しなければならない。
- 3 会員は、取引検知業務が適切に行われる ように、当該業務に従事する役職員に対し、適 宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めな ければならない。
- 4 会員は、取引検知部門並びにその責任者 及び担当役員を、「受注管理体制の整備に関す る規則」第3条に定める受注管理部門から独 立させるものとする。

(取引審査体制の実効性の確保)

- 第4条 会員は、第2条で定められた社内規則に基づき、適時、モニタリング(取引審査の対象となる仮想通貨、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。)を行い、利用者の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めなければならない。
- 2 会員は、役職員に対して、第2条で定められた社内規則の周知徹底を図るものとする。 (新設)
- 3 会員は、仮想通貨の市場及び仮想通貨の 売買等の実態に応じて、定期的に前条で定め られた社内規則の内容を検証の上、その内容 を見直すこと等により、取引審査体制の実効 性を確保しなければならない。

## 第3章 取引審査

(取引審査)

- 第 $\underline{5}$ 条 会員は、第 $\underline{2}$ 条で定めた社内規則に基づき取引審査を行わなければならない。
- 2 取引審査は、次の各号に掲げる事項を定 めて行うものとする。
  - (1) 取引審査の対象となる利用者<u>又は取引</u>の 抽出基準

(新設)

(2) 取引審査の対象とする仮想通貨(仮想通

- (3)指定した取引及び取引対象ごとの価格の 変動率及び数量に係る定量基準
- (4) 取引審査の対象とする取引状況の定性基 進

(削除)

- (5) その他会員が取引審査において必要とする事項
- 3 会員は、前項に定める取引審査を行った 結果、利用者の行為が相場操縦行為等に該 当する又は該当するおそれが高いと判断 した場合には、当該利用者に対し注意喚起 を行い、その後も改善が見られない場合に は、当該利用者との取引を停止するなど、 適切な措置を講じなければならない。

(不正行為等への対応)

- 第7条 会員は、不正行為等に関する情報(他社の 提供する取引における不正行為を含む。)を入 手した場合、当該会員の利用者に当該不正行 為等を行った者が含まれているか調査しなけ ればならない。
  - 2 会員は、前項の調査の結果、該当する利用 者を検知した場合には、当該利用者による 不正行為等の重大性・悪質性等を考慮の上、 当該利用者に対する注意喚起又は当該利用 者との取引の停止など、適切な措置を講じ なければならない。

(情報取得者による不公正行為の防止)

第8条 会員は、暗号資産関係情報を利用した不 公正な行為を防止するため、「暗号資産交換業 に係る暗号資産関係情報の管理体制に関する 規則」第4章に定める対応をとらなければな らない。

#### 第3章 会員の禁止行為

(架空名義取引等の禁止)

- 第9条 会員は、利用者が本人以外の名義を使用 していることを知りながら、当該利用者か らの注文を受け付けてはならない。
  - 2 会員は、利用者以外の者が、利用者になりすまして取引の注文を行うことを防止するための措置を講じることなく、利用者からの注文を受け付けてはならない。

(虚偽表示等の禁止)

- 貨の指数を含む。)の 価格の変動率及び数 量に係る定量基準
- (3) 取引審査の対象とする取引状況の定性基準
- (4) 内部者(「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」 第2条第2項に定める意味をいう。以下同じ。)が仮想通貨関係情報(「仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則」 第2条第1項に定める意味をいう。以下同じ。)をその者の内部者としての地位に関して知って行う当該仮想通貨関係情報に係る仮想通貨関連取引(以下「内部者取引」という。)に関する事項
- (5) その他会員が取引審査において必要とする事項
- 3 会員は、前項に定める取引審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った利用者に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該利用者との取引の停止をの他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

- 2 会員及びその役職員は、受注に際して、暗 号資産の性質その他府令第 19 条各号に掲 げる事項につき利用者を誤認させるような 表示又は裏付けとなる合理的根拠を示さな い表示をしてはならない。
- 3 会員及びその役職員は、受注に際して、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫する行為を行ってはならない。

# (ノミ行為の禁止)

- 第11条 会員の役職員は、利用者の注文を会員に 通さずに、他方で当該利用者に対しては注 文を会員に通したかのように装って、自ら が相手方となって取引してはならない。
  - 2 会員は、利用者の相手方となって、自らが取引を行う場合には、利用者にあらかじめその旨を明示した上で当該利用者の同意を得ることなく取引を行ってはならない。

## (無断取引の禁止)

- 第12条 会員及びその役職員は、あらかじめ利用 者の同意を得ずに、利用者の計算による取 引を発注し、約定してはならない。
  - 2 会員及びその役職員は、銘柄、数量、価格、受注した注文の発注のタイミングその他取引を受注するに際して必要となる情報の全部又は一部について利用者の意思が不明である場合において、当該不明な情報を利用者に無断で補い約定処理してはならない。ただし、当該不明な情報を会員が補うことについて利用者の同意があり、かつ、会員による不公正な約定処理が行われるおそれがない場合はこの限りではない。

## (利益供与等の禁止)

第13条 会員及びその役職員は、利用者若しくは その指定した者に対して特別の利益の提供 若しくは保証を約し、又は利用者若しくは 第三者に対して特別の利益を提供若しくは 保証して取引を行ってはならない。

### (遅延行為等の禁止)

- 第14条 会員及びその役職員は、利用者の取引の 全部又は一部の注文を不当に拒否し、又は 不用に遅延させてはならない。
  - 2 会員及びその役職員は、当該取引に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に 拒否し、又は不用に遅延させてはならない。 (不正取得の禁止)
- 第15条 会員及びその役職員は、利用者との取引 に関連して、利用者が保有する金銭、暗号資 産その他の財産又は保証金等を虚偽の取引 価格及び取引数量を利用することその他不 正の手段により取得してはならない。

#### (空売りの禁止)

第16条 会員は、自らが相手方となる取引に関して、原則として、自社が現に保有する暗号資産並びにカバー取引及び借入契約の締結その他の当該暗号資産の受渡しを確実にする措置が講じられている暗号資産の合計量を

超えて、利用者に対して、当該暗号資産の売 却又は他の暗号資産との交換を行ってはな らない。

(名義貸しの禁止)

第17条 会員は、自己の名義をもって、他人に取引を行わせてはならない。

(フロントランニング等の禁止)

- 第18条 会員は、利用者から暗号資産の売買又は 他の暗号資産との交換の委託等を受け、当 該委託等に係る売買又は交換を成立させる 前に、自己又は第三者の利益を図ることを 目的として、当該委託等に係る売買の価格 若しくは交換の数量と同一又はそれよりも 有利な価格若しくは数量で暗号資産の売買 又は他の暗号資産との交換を行ってはなら ない
  - 2 会員は、競争売買方式による暗号資産の 売買又は他の暗号資産との交換に係る取引 の場を提供する場合であって、当該取引の 場において会員が自己の計算による取引 (以下「自己取引」という。)を行うときは、 自己又は第三者の利益を図ることを目的と して、利用者の注文等に係る未公表の情報 を利用してはならない。

第4章 会員による不公正取引の防止等 (自己計算取引についての体制整備)

- 第 19 条 会員は、役職員及び自己の計算により行う暗号資産交換業に係る取引について、不公正取引又は禁止行為を行わないように、社内規則の制定、適切な情報管理、取引の監視、役職員への指導及び教育の徹底等の必要な措置を講じるものとし、かかる措置の実施状況を定期的に点検しなければならない。ただし、禁止行為のうち、府令第 20 条第 11 号に掲げる行為を防止するための措置については、「暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理に関する規則」の定めるところに従うものとし、かかる措置の実施状況を本条に基づき点検するものとする。
  - 2 会員は、前項に基づく点検の結果、会員又 は役職員による不公正取引又は禁止行為が 判明した場合には、直ちに取締役会その他 これに準ずる意思決定機関に報告するもの とし、当該意思決定機関の関与の下、再発防 止策その他必要な措置を講じるものとす る。

## 第5章 会員による利益相反取引の防止等 (利益相反取引についての体制整備)

第 20 条 会員は、その行う暗号資産の交換等に 伴い、当該会員またはその利害関係人と利用 者の利益が相反することにより利用者の利益 が不当に害されることのないように、当該暗 (自己売買等に対する取引審査)

- 第6条 会員は、利用者による仮想通貨の売買等のほか、役職員及び自己の計算により行う仮 想通貨の売買等についても、不公正取引が行われぬように適切に管理しなければならない。
- 2 会員は、前項に基づく取引審査のほか、利用 者への価格の提示、注文受付及び約定処理そ の他決済の実行に至る一連の業務を取引審査 の対象に加えるものとし、「受注管理体制の 整備に関する規則」第2条に定める受注管理 業務が適正に行われていることを定期的に検 査(第8条第2項に定める禁止行為該当性の 検査を含むがこれに限られない。)しなければ ならない。
- 3 会員は、前二項に基づく取引審査の結果、 会員及び役職員による不公正取引が判明した 場合には、直ちに取締役会その他これに準ず る意 思決定機関に報告するものとし、当該意 思決定機関の関与の下、再発 防止策その他必

- 号資産の交換等に関する情報を適正に管理 し、かつ当該暗号資産の交換等の実施状況を 適切に管理するための体制を整備する措置を 講じるものとする。
- 2 会員は、前項に規定する体制整備の措置 として、次の各号に掲げる業務を一元的か つ的確に実施できる営業部門から独立した 体制を整備しなければならない。
  - (1) 利益相反のおそれのある取引の特定
  - (2) 特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じた利益相反管理方法の選択
- 3 会員は、前項に従い整備した体制におい て前項各号に掲げた業務が的確に実施され ているかを定期的に点検するものとする。

#### 第6章 記録の保存及び協会報告

(社内記録等の保存等)

- 第21条 会員は、次の各号に掲げる事項について 社内記録を作成し、5年間、保存しなければならない。
  - (1) 第6条及び第7条の取引審査の結果(不 公正取引に該当しないことが明らかな 場合を除く。)及び利用者又は会員の役 職員等に対して行った措置の内容
  - (2) 取引審査の内容を変更した場合における変更内容及び変更理由
- 2 会員は、前項のほか、暗号資産の交換等に 係る注文について、取引審査の実効性の確保 に必要な情報を取得し、適切に保存しなけれ ばならない。

(削除)

要な措置を講じるものとする。

(新設)

(社内記録等の保存等)

- 第<u>7</u>条 会員は、次の各号に掲げる事項について 社内記録を作成し、5年間 保存しなければ ならない。
  - (1) 前二条に定める取引審査の結果(不公 正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。)及び利用者又は会員の役職 員等に対して行った措置
  - (2) 取引審査の内容を変更した場合における変更理由
- 2 会員は、前項のほか、<u>仮想通貨の売買</u>等 に係る注文について、取引 審査の実効性の 確保に必要な情報を取得し、適切に保存し なければならない。

#### 第4章 不公正取引

(不公正取引)

- 第8条 会員は、次の各号に掲げる取引を不公正 取引の対象として、取引審査を実施しなけ ればならない。
  - (1) 仮想通貨の売買等のため又は仮想通貨 (仮想通貨の指数を含む。以下、本条に おいて同じ。) の価格の変動を図る目的 のために行う次に掲げる行為
    - イ 行為者が直接経験又は認識していない、合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。
    - ロ他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。
    - ハ 暴行又は脅迫を用いること。
  - (2) 仮想通貨の価格に人為的な操作を加え、 これを変動させる行為として、次に掲げ る取引
    - イ 仮想通貨の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
    - ロ 仮想通貨の売買等について他人に誤

(発生報告)

- 第22条 会員は、第6条第3項、第7条第2項、 第8条に基づき利用者に対する注意喚起又は取 引停止等の措置を行った場合には、速やかに、 その旨及び内容について協会に報告しなけれ ばならない。
- 2 会員は、各月の利用者による不公正取引及 びその他の不公正な行為の発生状況及びこれ に対して行なった措置の内容を取りまとめ、協 会に報告しなければならない。
- 3 会員は、第19条に基づく点検の結果、会員 及び役職員による不公正取引又は禁止行為が 判明した場合には、その内容及び対策につい て、直ちに協会に報告しなければならない。

(協会による確認)

第 23 条 会員は、不公正取引、禁止行為及びその他の不公正な行為に関し、協会から説明又は報告を求められた場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 解を生じさせる目的をもって行われ る第三者との通謀取引
- ハ 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、 当該売買等が繁盛であると誤解させ、 又は仮想通貨の価格を変動させるべ き一連の仮想 通貨の売買等に係る現 実の取引
- 二 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、 仮想通貨の価格が自己又 は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な 事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引 ホ 仮想通貨の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨の売買等に係る取引
- (3) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引
- (4) 内部者取引
- (5) その他不公正な取引として会員の定める取引
- 2 会員は、前項各号に掲げる取引のほか、会 員及びその役職員が行う「受注管理体制の整備に関する規則」第7章に定める禁止行為に ついても、取引審査の対象としなければなら ない。

### 第5章 協会報告

(発生報告)

第9条 会員は、取引審査を行った結果、当該利用 者に係る取引が前条第1項第4号に定める 取引のおそれがあると認識した場合には、 その取引 審査結果及び利用者に対して行った措置の内容について、速やかに協会に 報告しなければならない。

(削除)

2 会員は、第6条に基づく取引審査の結果、 会員及び役職員による不公正取引が判明し た場合には、その取引審査結果及び不公正 取引の内容について、直ちに協会に報告し なければならない。

(協会による確認)

第<u>10</u>条 会員は、不公正取引に関し、協会から説明又は報告を求められた場合には、正当な理由なく、これを拒否してはならない。